官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔府　令〕
○貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一二）　一

## 府令

○**内閣府令第十二号**

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三